

犯罪被害者等の方々のための 「加害者の処遇状況等に関する通知制度」

- * お問い合わせ先の詳細等につきましては、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp>）をご覧ください。

これまでの被害者等通知制度では、検察庁から犯罪被害者等の方々に、加害者の刑事事件の処分結果や裁判結果、出所情報の通知等を行ってきましたが、平成19年12月1日からは、被害者等通知制度を拡充し、被害者等の方々からのご希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知することとしました（※目撃者その他の参考人の方に対する通知については、これまでと同様です。）。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、被害者等の方々からのご希望に応じて、少年院在院中の処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知します。

③ 有罪裁判確定後の加害者（※）に係る通知～刑事裁判後の通知～ ※ 成人のほか、家庭裁判所から検察庁に送致された少年を含みます。

○ 通知の対象者

- ① 被害者の方
- ② 被害者の方の親族又はこれに準ずる方
- ③ ①又は②の弁護士である代理人

○ 通知事項

① 検察官が通知する事項

- ・ 収容されている刑事施設の名称等の事項
- ・ 刑の執行終了予定時期及び受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（おおむね6か月ごとに通知）
- ・ 仮釈放（仮出場）又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項（釈放された年月日及びその事由等）
- ・ 執行猶予の言渡しの取消しに関する事項

② 地方更生保護委員会が通知する事項

- ・ 仮釈放審理の開始に関する事項（仮釈放の審理を開始した年月日、審理を行う地方更生保護委員会の名称等）

- ・ 仮釈放審理の結果に関する事項（仮釈放を許す旨の決定年月日等）
※ 仮釈放された加害者は、保護観察に付されますが、この保護観察中の処遇状況等の通知については、次の③をご覧ください。
- ③ 保護観察所の長が通知する事項
- ・ 保護観察の開始に関する事項（保護観察開始年月日及び保護観察終了予定時期等）
 - ・ 保護観察中の処遇状況に関する事項（おおむね6か月ごとに通知）
 - ・ 保護観察の終了に関する事項（保護観察が終了した年月日等）

○ 申出の方法

被害者等の方々で、裁判確定の通知を希望された方には、検察庁から、有罪裁判が確定した旨の通知を差し上げる際に書面をお送りしますので、この制度による通知を希望される方は、この書面に必要事項を記入の上、提出してください。なお、裁判確定の通知を希望されていなかった方で、この制度による通知を希望される方は、事件を取り扱った検察庁にお問い合わせください。

なお、申出の際に、加害者の処遇状況等に関するすべての事項の通知を希望するか、仮釈放審理と出入所に関する事項のみの通知を希望するかを選択することができます。

○ 詳しくは、最寄りの検察庁の被害者支援事務担当者にお尋ねいただくか、検察庁の被害者ホットラインにお問い合わせください。

④ 保護処分を受けた加害者に係る通知～少年審判後の通知～

○ 通知の対象者

- ① 被害者の方
- ② 被害者の方の法定代理人
- ③ 被害者の方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹
- ④ ①～③から委託を受けた弁護士

○ 通知事項

① 少年院の長が通知する事項

- ・ 収容されている少年院の名称等の事項
- ・ 少年院における教育状況等に関する事項（おおむね6か月ごとに通知）
- ・ 出院に関する事項及びこれに準ずる事項（出院年月日及び出院事由等）

② 地方更生保護委員会が通知する事項

- ・ 仮退院審理の開始に関する事項（仮退院の審理を開始した年月日、審理を行う地方更生保護委員会の名称等）
- ・ 仮退院審理の結果に関する事項（仮退院を許す旨の決定年月日等）
※ 少年院を仮退院となった加害者は、保護観察に付されますが、この保護観察中の処遇状況等の通知については、次の③をご覧ください。

③ 保護観察所の長が通知する事項

- ・ 保護観察の開始に関する事項（保護観察開始年月日及び保護観察終了予定期等）
- ・ 保護観察中の処遇状況に関する事項（おおむね 6か月ごとに通知）
- ・ 保護観察の終了に関する事項（保護観察が終了した年月日等）

○ 申出の方法

被害者等の方々で、この制度による通知を希望される方は、加害者の審判結果が「少年院送致」である場合は、お近くの少年鑑別所に、加害者の審判結果が「保護観察」である場合は、お住まいの都道府県にある保護観察所にお申し出ください（所定の書面を提出していただきます。用紙は各少年鑑別所・保護観察所にあります。）。

○ 詳しくは、最寄りの少年鑑別所か保護観察所にお問い合わせください。

○ その他

○ 加害者の処遇状況等に関する通知制度の施行と同じ日（平成19年12月1日）に、被害者等の方々にご利用いただける以下のような制度が施行されます。詳しくは、最寄りの保護観察所までお問い合わせください。

・ 意見等聴取制度

地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、意見等を述べることができます。

・ 心情等伝達制度

被害に関する心情等をお聴きし、これを保護観察中の加害者に伝えます。

・ 相談・支援

保護観察所の被害者専任の担当者がご相談に応じます。また、被害者の方やご遺族等のための制度や手続等に関する情報を提供するほか、関係機関・団体等の紹介等をします。

- もっと詳しく知りたい方は、法務省ホームページ保護局「更生保護における犯罪被害者等施策」 (<http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html>) をご覧ください。